



北労発基 0701 第 1 号
令和 8 年 7 月 1 日

北海道地方最低賃金審議会

会長 亀野 淳 殿

北海道労働局長

村松 達也

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、北海道最低賃金（昭和 55 年北海道労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いする。